

昭和十一年十二月二十二日

議會開會期變更關之特別委員會第七回

十七

議院制度調査會

国立公文書館 （濟）	
分類	
排架番号	2 A
	36
	（委）944

737

(昭和十一年十二月二十二日)

議院制度調査會、議會開會期

變更之関、特別委員會、議

事速記録 (第七回)

No. 1020

議院制度調査會開會期

變更之関~~に~~特別委員會議

~~事速~~記録 第七回

1670
第七回特別委員會

昭和十一年十二月二十二日午後

内閣總理大臣官舎

二時十分開會



コレは
何と
同じ

2
No.

○林特別委員長()ソレヲハ是日

リ議會開會期表更ニ開スル特別

委員會ヲ開會致スラス。

○次田委員 答申案ヲ一ツ朗読

ニテ其ノマトニ致スラス。

神樂坂下 山田紙店 L

3
No.

(植貝幹事朗読)

答申案

議會開會期変更二箇ノ件

一政府ハ十一月中旬ヨリ臨時國

議會通常會召集相成ル様ヲ請

神樂坂下 山田紙店 L

4
No.

スル
ノ
通
當
ト
認
ム

附
帶
決
議

一
議
院
法
第
一
條
ノ
四
十
日
ノ
期
内

ハ
之
ヲ
二
十
日
ノ
經
過
ス
ル
ヲ
通

當
ト
認
ム

神樂坂下 山田紙店 L

久
No.

一 停會中、期間及十二月二十六

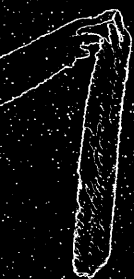
日、ヨリ翌年一月十日迄、一箇之

於、午、各議院、一院議之、依、休

會、一、期間、ハ、之、ヲ、豫算審査期間

中、之、算入、セ、ル、ヲ、適當ト認ム

神樂坂下 山田紙磨



6
No.

○ 林特別委員 是ヲ御異議 可ハ

イ マ セ ス カ

異議 ナシト 呼ハ者アリ

○ 林特別委員長 御異議 ナイモ

ノ ト 認 ヌ マ ス ハ ソ レ 可ハ 此 答 申

神樂坂下、山田紙店L

7
No.

案ヲ以テ本會ニ報告スルコトニ

致スマス

○次田委員 此機會ニ一言一寸

御断リ己ヲ置キタコト思ヒマス

此附帶決議ノ一ニ點ノ事項ハ、昨

神樂坂下 山田紙店

No.

日ノ豫算審査期間ニ関スル委員

會ニ於テ御決定ニナリマシテ議

會ノ豫算審査期間延長ノ件トシテ

七ノ議院議ノ改正案ヲ去来ニ外

今早ノ機會ニ於テ議院ニ提出致

御覽取下 山田武吉

久
No.

か	密	法	入	之
必	院	附	か	夕
要	ノ	属	ノ	ノ
十	御	ノ	御	考
ノ	禮	法	承	入
テ	詢	律	知	テ
ア	ヲ	テ	ノ	居
リ	經	ア	如	ル
マ	ン	リ	義	ノ
ス	ト	マ	院	テ
ハ	キ	エ	跨	ア
モ	フ	テ	ハ	リ
既	ト	ハ	意	マ
		枉		

神樂坂下 山田紙店

10
No.

ス	ト	内	諸	之
、	三	之	詢	年
ト	フ	枢	ノ	末
少	マ	密	手	之
己	ト	院	続	追
テ	ハ	ノ	ハ	少
モ	難	即	取	テ
明	カ	審	リ	居
年	エ	査	マ	リ
ト	イ	ヲ	ス	マ
三	ト	己	ン	己
フ	思	テ	カ	テ
マ	ヒ	頃	ハ	ハ
ト	マ	ク	年	御

神樂坂下 山田秋店 L

ト	力	迄	政府	二
ウ	努	二	府	十
云	力	把	ト	二
フ	ス	密	乙	十
マ	ル	院	テ	二
ト	レ	ノ	ハ	一
ニ	積	儀	一	月
ナ	リ	ノ	二	十
ノ	テ	儀	十	一
ハ	ハ	ノ	日	再
居	リ	ニ	日	完
リ	マ	ト		
マ	ス	ニ		
カ	ガ	程		
今				

神樂坂下 山田紙店 L

12
No.

通	又	入	二	一
過	了	一	合	所
之	一	、	ハ	際
戸	ト	愈	七	次
、	ウ	々	ル	ハ
第	カ	議	積	去
七	成	會	リ	米
十	心	ハ	テ	マ
議	ク	提	努	セ
信	速	出	力	又
、	ニ	之	ハ	、
ヲ	兩	十	致	極
此	院	リ	己	力
案	ヲ	マ	マ	向
		ニ		

神樂坂下 山田紙店

13
No.

か
高
用
ニ
ナ
ル
ヤ
ウ
ニ
市
局
力
ヲ
願

ヒ
又
イ
ト
云
フ
マ
ト
フ
一
言
申
上
ル

ヲ
置
キ
マ
ス

○
林
特
別
委
員
長

ソ
レ
ヲ
ハ
此
議

會
開
會
期
更
ニ
同
ス
ル
特
別
委
員

神樂坂下 山田紙店 L

No. _____

ス

第ハ是ヲ終了致シテ散屬致シマ

午後二時三十分散屬

神樂坂下 山田紙店 L